

委員ご質問への回答

<三井田副会長>

【質問】

- ①原子力災害に備える事が副次的に自然災害対応力にプラスになることはないのか？立地地域であるが故のプラス面（ハード・ソフト両面）
- ②質問①に対して具体例あれば是非教えてください。

【回答①②】

原子力災害は地震が起因となる可能性が高いとされており、震度6弱以上の地震が発生した場合、原子力災害における警戒態勢をとることとなっております。

原子力災害に備えることは同時に自然災害にも備えることであり、相互に対応力が求められるものと考えております。

自然災害、原子力災害が発生した場合、被害状況、気象情報、住民の避難状況など様々な情報を収集し、関係機関とも連携を図りながら迅速な対応が求められます。

そのため、ハード面としまして、市役所の新庁舎を整備するに当たり、様々な自然災害、原子力災害への対応を行うための常設の災害対策室を設け、また、免震構造とし、頻発する災害に備えた設備の整備をしております。

ソフト面としましては、危機管理部防災・原子力課では、原子力安全対策や原子力防災を原子力安全係、自然災害の対応を防災係がそれぞれ担当しておりますが、災害発生時には、防災・原子力課全体で災害対応に当たることから、災害対応力ではプラスに働いております。

また、市の新採用職員に対して、原子力災害時に必要な放射線の基礎知識や原子力対策などの原子力防災に関する研修を行っており、原子力発電所立地自治体職員として自覚を持つとともに、災害対応力の向上を図っております。

委員ご質問への回答

<高木委員>

【質問】

※避難準備区域（UPZ）の学校や保育園での屋内退避の継続について

児童生徒および園児等の保護者への引き渡しを中止して屋内退避を継続する場合、当該設備に放射線防護対策を実施する必要があると考えるが、計画はあるのか。実施しない場合の根拠の説明をお願いします。

【回答】

原子力災害対策指針では、全面緊急事態において、避難準備区域（UPZ）では屋内退避を実施することとしており、避難準備区域（UPZ）の住民は、御自宅等で屋内退避を実施することとなります。

放射線防護施設は、避難の実施により健康リスクが高まる方が、搬送の準備が整うまでの間、屋内退避をする施設として整備しています。

放射線防護施設を整備している県に確認しましたところ、整備に当たっては多額の費用を要することから、原発からの距離や整備に適した建物など地域の状況に応じて整備を行っているとのことであります。

UPZ内の学校や保育園における放射線防護対策については、国、県と連携して検討してまいります。

委員ご質問への回答

<竹内委員>

【質問1】

自然災害が原因で原子力発電所の事故が起きる複合災害の場合には、地震や豪雨土砂災害などの自然災害に対する喫緊の避難行動を、被ばく回避に優先させなければなりません。また、地震や台風などでは家屋の損傷が予測され、屋内退避をしても被ばくを低減できない状況になることも考えられます。被ばくを前提としても実現可能な行動計画ができれば、「実効性のある避難計画」とされてしまうのでしょうか。

【回答】

当市広域避難計画は、国の原子力災害対策指針を踏まえ、新潟県広域避難計画と整合性を図り策定しています。原子力災害時における住民の皆さんの被ばくの考え方について、県と同じ考え方により広域避難計画を策定しています。

【質問2（1）②】

認知症の方がいる特別養護老人ホームや重度知的障害のある方がいる障がい者福祉施設、特別支援学校では、いつもよりも狭い空間に大勢で長時間いること自体がストレスとなり、不穏の原因になると思われます。これらの施設などから「対応は困難」との声は上がってないのでしょうか。

【回答】

屋内退避の実施に当たり、対応が困難であるとの声は直接聞いてはおりませんが、屋内退避をする際はできるだけ建物の中央で過ごすよう周知をしており、御指摘のような懸念もあると承知しています。

したがいまして、屋内退避について、施設の関係者及び市の福祉・介護関係部署が連携して、御本人及び屋内退避する他の方々の御理解を求めてまいりたいと考えています。

【質問2（1）③】

PAZには、4～12人の障がい者などが共同生活を送る、いわゆるグループホームが10カ所あり、中には常時職員がいるわけではないというホームもあります。ま

た、宿泊機能も持つ小規模多機能介護施設が3カ所あります。夜間の職員体制が0～1人のこれらのホームでは、夜間に警戒事態となった場合、どのような体制をとる予定なのでしょうか。また外部からの支援の予定はあるのでしょうか。

【回答】

即時避難区域（PAZ）の施設では、避難計画を策定し、夜間の対応を定めております。また、原子力災害のみならず自然災害に対応する夜間の対応体制を定めており、それに基づいて対応するものと承知しています。

災害の状況によっては、計画で定めた対応が困難な場合など外部の支援が必要な場合は、市災害対策本部へ要請いただき、市ではその要請に基づいて県に派遣要請を行うなど必要な対応を行います。

【質問2（1）④】

柏崎市の防災ガイドブック p. 15、刈羽村地域防災計画 p. 80 では、避難により健康のリスクが高まる場合は近くの放射線防護施設に移動とありますが、③の方たちも対象になりますか。対象となる場合には、放射線防護施設でどの程度受け入れる余裕があるのかも教えてください。

【回答】

避難の実施により健康リスクが高まる方、長時間の移動により健康状態が悪化し命の危険性が高まる方が放射線防護施設に移動となります。それぞれの入所施設では、利用者の身体状況などをもとにして、避難が可能か放射線防護施設への移動かの判断を行っています。

【質問2（1）⑤】

PAZには介護や福祉の通所施設も14カ所あるとのことですが、これらの施設では避難の際には家族が迎えに来るのが前提なのでしょうか。PAZへの避難指示後だけでなく、一時移転指示が出た後も病院や福祉施設、学校などで業務に当たり続けなければならない人がかなり多くいることを考えると、児童生徒の迎え同様、仕事をしている家族が迎えに行くということは現実的ではないのでしょうか。

【回答】

県の回答のとおり、通所型の社会福祉施設においては、原子力災害時に、利用者を御家族等へ引渡すことを想定しています。

【質問 2 (2) ①】

柏崎市総合医療センターと新潟病院について、病院全体に放射線防護対策が行われているのか、一部なのか、一部の場合にはどのくらいの範囲なのかを教えてください。

【回答】

県の回答のとおり。

【質問 2 (2) ③】

UPZ への一時移転指示が出た際に、UPZ 内の避難が困難な患者がいる病院には、どの職種のどの程度の人数の職員が残ることになるのでしょうか。

【回答】

県の回答のとおり。

【質問 2 (3) ①】

在宅の避難行動要配慮者を把握して避難を支援することは、日ごろそこに暮らしている人や土地勘があるひとでないと難しいと思われれます。在宅の避難行動要配慮者の避難を支援するのは町内会や民生委員、地元の消防団なのでしょうか。

【回答】

災害の発生直後は、行政機能も完全ではない懸念があり、地域の共助機能による支援が重要となります。市では、柏崎市要配慮者避難支援全体計画を策定し、近所の方や町内会の自主防災組織、民生委員、消防団など地域の皆様が互いに協力して助け合う「共助」による支援体制を整備し、要配慮の方が地域内で安心して暮らすことができる地域づくりを進めております。

自主防災組織等において、地震発生後に避難行動要支援者の安否確認を行います。警戒事態となる震度 6 弱以上の地震発生時には避難準備の呼びかけ、施設敷地緊急事態で避難指示が出ましたらバス避難集合場所への移動支援などの避難支援をお願いしたいと考えております。

しかしながら、自主防災組織等で活動いただく皆様も、避難対象となる住民であります。

そのため、市では、地域の情報集積地となるコミュニティセンターに市職員（緊急時地区派遣隊）を派遣し、自主防災組織、消防団等と連携を図り、避難支援に当たります。避難行動要支援者の避難行動が自主防災組織等で対応できない場合は、市原子力災害対策本部の指示に基づき対応に当たることとしています。

【質問 2 (3) ②】

町内会などの互助組織に対してどこまで配慮者への避難支援を求めるのか、健康被害があった場合はどのように補償していくのか整理して頂きたい。

【回答】

避難支援については①でお答えしたとおりですが、避難準備区域（UPZ）の避難・一時移転は放射性物質の放出後となります。

そのため、警戒事態でコミュニティセンターに派遣した市職員（緊急時地区派遣隊）が、自主防災組織等から安否確認の情報をいただき、避難・一時移転となった場合に備えます。避難・一時移転の指示が出ましたら、市原子力災害対策本部と派遣した市職員が連携し、防災関係機関等の協力を得ながら避難支援に当たります。

【質問 2 (3) ③】

柏崎市の防災ガイドブック p. 15 で PAZ では安定ヨウ素剤を事前配布されていない人も要配慮者に含むとなっています。地震で家の中がめちゃめちゃになった場合などはかなり多くの方が安定ヨウ素剤を見つけられない場合もあると思いますが、事前配布されているけれど失くしてしまったという人も含みますか。

【回答】

安定ヨウ素剤をなくした方は、要配慮者などには含まれておりません。

なくされた方、忘れた方には、緊急配布を行いますので、配布場所（バス避難：バス避難集合場所、自家用車：発電所からおおむね半径 10～30 キロ圏内の避難経路上に設ける緊急配布場所）でお受け取りいただくこととなります。

原子力災害対策指針に定められている施設敷地緊急事態要避難者の規定が、7月21日に改正され、安定ヨウ素剤を事前配布されていないものが削除されました。今後、県とも協議しながら計画等の修正をし、変更点の周知を図ってまいりたいと考えています。